

## 平成30年12月定例会 環境農林委員会の概要

日時 平成30年12月17日(月) 開会 午前10時 3分  
閉会 午後 2時 4分

場所 第6委員会室

出席委員 新井豪委員長

安藤友貴副委員長

松澤正委員、小川真一郎委員、岩崎宏委員、小島信昭委員、高木真理委員

並木正年委員、村岡正嗣委員

欠席委員 板橋智之委員

説明者 [環境部関係]

加藤和男環境部長、安藤宏環境部副部長、永島裕久環境部副部長、

矢島謙司環境政策課長、石塚智弘温暖化対策課長、

高柳正行エネルギー環境課長、石鍋恵子大気環境課長、田中淑子水環境課長、

酒井辰夫産業廃棄物指導課長、河原塚啓史資源循環推進課長、

梅本祐子みどり自然課長

[農林部関係]

篠崎豊農林部長、山崎達也農林部副部長、牧千瑞農林部副部長、

前田幸永農業政策課長、小畑幹農業ビジネス支援課長、

坂田直人農産物安全課長、丸山盛司畜産安全課長、佐藤正行農業支援課長、

片貝充生産振興課長、荒木恭志森づくり課長、林淳一農村整備課長

### 会議に付した事件並びに審査結果

#### 1 議案

議案番号	件名	結果
第119号	指定管理者の指定について(埼玉県種苗センター)	原案可決

#### 2 請願

議請番号	件名	結果
議請第18号	福島第一原発に溜まり続ける汚染水を海洋に放出しないよう国に求める請願	不採択

### 所管事務調査

#### 1 農林部関係

農林部の職員定数と農家への営農支援について

#### 2 環境部関係

オオタカの国内希少野生動植物種の指定解除について

### 報告事項

#### 1 農林部関係

埼玉農業を支える担い手育成について

## 2 環境部関係

ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050の取組状況について

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

小川委員

- 1 指定管理者制度は、通常、公募して管理者を決めるが、今回の種苗センターは、公募ではなく随意指定になっている。その経緯や理由を教えてほしい。
- 2 農林公社は、種苗センターの設置以来、業務を受託しており、指定管理者制度が導入された平成18年度から引き続き、指定管理者としても業務を行っている。指定管理者制度が導入されたことによる違いや効果、憂慮すべき事項があれば教えてほしい。
- 3 種苗センターの役割と実績について伺う。種苗センターは、埼玉県主要農作物種子条例を踏まえて、どのような取組を行ってきたのか。また、これまでの実績、効果及び条例制定を踏まえての今後の見通しを教えてほしい。

生産振興課長

- 1 今回、指定管理者候補者になっている埼玉県農林公社は、平成6年から県の委託を受けて、県の技術指導の下で種苗生産に関わる技術を蓄積してきた。平成18年度の指定管理者制度への移行後も、蓄積した高度な技術を生かして県の生産の計画に沿って着実に安定した供給量を確保するという業務に取り組んできた。多くの品種、品目について、県の供給計画の指示どおり、きめ細やかに安定的に計画数量を確保することが極めて大事である。これまでの実績から業務を実施できるのは、技術的な部分も含めて県の農林公社であるとの判断で随意指定とした。
- 2 県農林公社は、種苗センターの運営に当たり、サービスの向上、経営改善や経費の節減等に指定管理者として取り組んできた。具体的には、指定管理者である農林公社が、機械又は施設等で可能なものは自ら修繕し、また、生産資材の購入をできるだけ一括で行いコストの低減に努めるなどして、平成17年度と比較し、委託費約3,000万円程度の経費を縮減した。さらに、サービス向上の点で、受託育成する苗等の生産量が平成29年度は、平成17年度と比較して1.5倍になっている。品質の向上として、苗の取り違えがないように育苗のポットごとに色を変えるなどして配慮している。こうした取組で利用者も徐々に増えており、指定管理者制度の導入効果により、利用実績が向上していると考えている。
- 3 種苗センターの実績について、今年度から新たに制定された主要農作物種子条例により、一般農家が使う種子を作る元になる主要農作物の原種の供給を担っている。県が育成した彩のかがやき等のオリジナル品種を含めた原種の安定的な供給に取り組んでいる。このほか園芸作物については、イチゴのウイルスフリー苗を安定提供して、生産や品質の向上にも貢献している。また、受託育成については、新品目として一般の育苗メーカー等では行わない需要の少ない作物や青パパイヤ等の新規の導入作物等についても取り扱うなど利用者の要請に応えている。優良種苗の供給や受託育成について、今後も利用拡大していく必要性があり、更なる需要拡大に向けて県と種苗センター共にPRに努めたい。

小川委員

平成17年度から3,000万円予算を減らしたとの説明だが、無駄を減らす一方、大事な事業は予算を減らさず増額してもいいと考える。新しい苗や種子を開発するのに必要

な費用は、予算計上すべきと思うが考えを伺う。

### 生産振興課長

安定供給に向け、今後も必要な機械・施設等も含め適切な整備に努めていく。先ほど、できるだけ経費を削ると強調したが、定期的な点検など最低限必要なものは実施していく。安定供給に関しては、予算もしっかり対応し、県が育成した新品種等の種苗供給に取り組みたい。

### 小川委員

埼玉の掲げる収益力ある農業の確立に向けて予算を減らすべきではない。（意見）

### 並木委員

- 1 資料1の1(4)のサービス向上対策にある生産者の要望とは、どのようなものか。
- 2 新たな品目を導入との記載もあるが、導入した品目とその市場の動きを伺う。

### 生産振興課長

- 1 利用者を対象に年1回以上アンケート調査を実施し要望をくみ上げている。施設の運営管理などに利用し、県と指定管理者で情報共有している。具体的には、種苗の取違いが起こらないようにしてほしいとの要望があり、ポットの色を変えて対応した。
- 2 新たな品目として、田んぼアート用のカラー稲の苗の供給を行っている。畦畔の法面崩壊防止用にヒメイワダレソウの供給も行った。先ほどの青パパイヤ等も含めて導入して間もない品目も多いため、市場評価は今後になる。

### 並木委員

生産者の要望から生まれた芳香シクラメンは種類が幾つあるのか。要望から生まれた品種がどのくらいあるのか伺う。

### 生産振興課長

芳香シクラメンや彩のかがやきなどの新品種の開発については、研究機関である農業技術研究センターが育成・品種開発しており、種苗センターはそれらを増殖させて苗を供給する役割を担っている。

### 小島委員

埼玉県主要農作物種子条例に基づき、指定管理者が原種の生産を行っていると思うが、条例制定前に原々種の保管場所を訪問した。その際にも指摘したが、保管場所が非常に老朽化している。耐震化や防火面など大事な原種等を作って保管する場所の危機管理はどうなっているのか。

### 生産振興課長

種苗センターは、原種を保存している。その元の種となる原々種は、農業技術研究センター玉井試験場で保管している。種苗センターの原種貯蔵庫については、常時人が入る施設ではなく面積的にも300平方メートル強で、現在のところ耐震化の予定はない。危機管理の点から一定の湿度・温度を保つよう管理して原種を保存している。設備の故障等で貯蔵棟が使えなくなった場合に備えて、同様の低温管理施設を保有する近隣の農協などと

協定を結ぶように現在調整している。施設の改修等については指定管理者と調整し適切に強化を図りたい。

#### 小島委員

- 1 原々種を保管している農業技術研究センター玉井試験場は、耐震化の設計を行っている。所管はどこになるのか。
- 2 原種を保管している種苗センターは、耐震化しないとのことだが、地震だけでなく火災等で焼失する場合もある。施設を訪問した際も指摘したが、最低でも2か所程度で原々種や原種を保管しないと最悪の場合は焼失してしまうと懸念されるが、そうした検討はしないのか。

#### 農業政策課長

- 1 玉井試験場は、試験研究機関なので農業政策課が所管している。
- 2 当該施設は、本年度耐震診断中であり、その結果を踏まえて適切に対応したい。危機管理について、現在は1か所で保管しているが、委員の指摘について承り、適切に対応したい。

#### 小島委員

原種を保管している種苗センターについても、最低でも2か所以上に分散すべきではないか。

#### 生産振興課長

原種の保管についても適切に行う必要がある。原々種と比較して原種は非常に量が多くなる。スペース等の問題もあり、現在単独の保管庫となっている。その条件の中で可能な限り、危機管理体制を整えて対応していくことが第一と考えている。

#### 小島委員

例えば、JAの保管庫を一つ借りて3分の1程度を保管するなど、民間であれば考えると思う。今後検討してはどうかと指摘して終わる。（意見）

#### 村岡委員

- 1 主要農作物種子法の廃止で埼玉県では条例化したが、このことで種苗センターの業務内容に変更はあったか。
- 2 優良種苗の安定供給について、ホームページによると稲、麦及び大豆のここ3年間の実績として供給量が減少している。この理由と今後の対応を伺う。
- 3 並木委員の質問の中で、生産者の要望を把握するためアンケートを実施をしているとのことだった。生産者から、もっと意見を聴いてもらいたいとの要望がある。アンケートに限らず、様々な手法で丁寧に意見を聴くようにすれば、より種苗センターの役割も現実に即したものになると思うが、そうした考えがあるかお聞きする。

#### 生産振興課長

- 1 優良種苗を供給する業務の中に主要農作物の原種生産があり、従前は法に基づき生産してきたが、埼玉県主要農作物種子条例制定後は条例に基づき生産している。法の廃止前後で業務内容に変更はない。

- 2 ホームページに掲載している供給量は、翌年の種子の生産に使う原種の供給量である。更に1年後に一般生産に用いるため、その必要量を見極めながら原種を供給している。供給実績が変化している理由について、水稻は「コシヒカリ」の作付面積が減少傾向にあり、種子供給量、更にはその基になる原種供給量に影響が出た結果である。麦類に関しては、平成22年から品種転換し、小麦の主力品種に「さとのそら」を導入した。この品種導入が一段落したことから、種子の供給が落ち着き減少している。大豆の実績については、一時作柄が悪い時期があり供給量自体が減ったが、現在使われている主力品種「里のほほえみ」が回復し、それが数値に現れている。
- 3 アンケート以外にも納品時に効果や感想等を聴き、次の生産に反映させている。また、種苗センターが出席する会議で、苗の供給のPRや需要拡大等の情報提供をしている。そうした声も、その後の運営や品質の向上に反映させ、利便性の向上につなげている。今後も様々な機会を捉えて、利用者に需要拡大をはかり、ニーズについても情報収集していきたい。

---

## 【請願に係る意見（議請第18号）】

### 高木委員

立憲・国民・無所属の会として、議請第18号は継続審査とすべきものとすることを求める動議を提出する。この請願にある経済産業省の作業部会の取りまとめは、大気放出、地下処分なども含めた複数の方法を比較検討した資料であり、海洋放出すべきとの委員長の発言はあるが、最終的な選択肢が方向性として決まっているわけではない。最終的な方向性を見極めた上で請願を審査すべきとの立場から継続審査を主張する。

### 並木委員

議請第18号について、趣旨採択を求める動議を提出する。福島第一原発敷地内のタンクに保管されている汚染水は通常、多核種除去設備で処理しているが、トリチウム以外にヨウ素やストロンチウムも基準値を超えていたことが明らかになっている。こうしたことから福島県民や漁業関係者が汚染水の海洋放出に慎重な対応を求めるのは当然である。しかしながら、請願のとおり環境放出基準を遵守して汚染水を海洋放出する場合は、約40年程度の期間を要することから、タンクの耐久性や管理面から維持が難しく必ずしも現実的な方法とは言い切れない。これらを理由として、趣旨採択を求めるものである。

### 小川委員

福島第一原発に溜まり続ける汚染水を海洋に放出しないよう国に求める請願について、不採択の立場から発言する。経済産業省に設置された小委員会などでは、技術的な検討を行っている。その中で、トリチウムは、弱い放射線を出す物質で、自然界にも存在し、雨水、海水、水道水にも含まれていることや、全国の原発から運転基準内のトリチウムを含む水が40年以上にわたって排出されているが、近郊の海水濃度は世界的な飲料水の基準を大幅に下回っており、健康への影響は確認されていないことが報告されている。浄化装置により取り除けないトリチウムなどの放射性物質を含む処理水の対応方法については、専門家の技術的な議論を踏まえて、その判断を尊重すべきである。よって、本請願は不採択とすべきと考える。

### 村岡委員

紹介議員の立場から採択を求める意見を述べる。経済産業省の海洋放出が安上がりで早

いとの評価や原子力規制委員会委員長の希釈した上で海洋放出すべきとの見解に、公聴会では圧倒的多数が反対意見を表明している。日本共産党は、2013年に放射能で海を汚さないことを基本原則とした緊急提言を発表し、今年10月に党国会議員団が経済産業省に対して汚染水を海洋放出しないことやタンクでの保管を継続することなどを申し入れている。海は地球全体で一つにつながっている。放射能汚染水で海を汚し続けることはあってはならないと強調し、本請願に賛成する。

## 【所管事務に関する質問（農林部の職員定数と農家への営農支援について）】

### 小島委員

- 1 平成27年度にも同様の質問をしているが改めて伺う。農林部の予算は、平成15年度に367億円だったが、平成27年度には227億円に減少している。また、職員定数も平成15年は1,289人だったが、平成30年度には878人に大幅に減員されている。最小最強の県庁を標榜して職員を減らしているが、現場では非常に弊害が出ている。例えば、研究等に携わる職員、営農指導として各農林振興センターで各地を回る普及員が非常に少なくなっている。退職者が増加し、ここに来て積極的に職員を採用しているようだが、現場では技術や知識の承継できない問題が出ている。急に職員を採用しても技術や知識を承継できる場面が少なく、相談する農家から苦情が出ている。研究所や農林振興センターからも人手が足りないという声が届いている。民間であれば定年になる前に、その人の跡を継ぐ人をあてがい知識や技術を伝えて組織の力として温存する仕組みがあるが、県では数で切ってしまうということができない現状がある。職員定数に対する考え方を伺う。
- 2 果樹農家等は、各品種で振興会等を作り研究等に当たっているが、最近はリスク分散として、一つの品目だけに集中するのではなくいろいろな品目を作り活路を見い出そうとしている。そうした際に、新たな部会等の設置に県が協力してくれないとの話を聞いている。それぞれの品目の情報交換や知識の交換ができるような、地域単位で部会等を設置し、更に新しい品種の生産振興を図るべきと思うが、どのように考えているか。

### 農業政策課長

- 1 10数年前と比べ農林部の組織定数が減少している傾向にあることは確かである。知識技術の継承について、普及と試験研究で行っていることをお答えする。まず、普及員は、近年、新規職員を30名、40名単位で採用している。経験のある普及員が退職する前に若い職員に経験やノウハウを引き継ぐことは大事だと行政としても考えている。例えば、本年度から職場研修の強化ということで、経験を持った主幹級、主査級と若手の職員をセットにして日頃から巡回活動を行い、疑問点などを相談して経験のある職員がアドバイスする形で技術の継承を農林部として行っている。次に、試験研究についても普及員と同様に年齢が高い職員が多いので、若手の試験研究職員に技術や知識を上手く伝えるように試験課題を設けている。経験のある職員と若手の職員が一緒になって試験研究の課題設定に関して経験のある職員が指導していく。そうした体制を取ることで農林部の技術の継承がなされるように工夫している。
- 2 果樹の地域部会については、非常に有効な手段だと認識している。仮に、消極的な話があるなら本庁から指導して地域の実情に応じた支援をしたい。

### 小島委員

- 1 対応は理解したが、職員定数削減については以前から指摘している。改革推進課が定

数を決めているそうだが、退職者の補充をしないなどに縛られず農林部としても定数等の定め方について意見をすべきではないか。技術や知識を引き継がなければならない技術職にはもっと柔軟に対応するなど組織の柔軟な運用を求めたい。現場の地域機関が疲弊しているという声を本庁が吸い上げられるように体制づくりをするべきではないか。

- 2 地域単位での部会等の設置についてだが、苦情があったら言うてくれではなく、県として地域の農家がどのようなスタイルで営農しているか把握すべきではないか。把握してそれに対応できるような体制づくりも必要なのではないか。しっかり調査をして農家のサポートをしてほしい。

## 農林部長

- 1 委員の御指摘を踏まえ、農林部として体制を整えるために人員や組織が必要と思うところはしっかりと関係部局に要望していく。また、現場の意見についても農林部として本庁に声上がるような体制を作っていく。
- 2 新たな品目等についての取組として、技術指導は現場の普及指導員がしっかりやっていく。また、その組織づくりは県だけでなく出荷に関係する農協などとも連携しながら支援していきたい。

---

## 【所管事務に関する質問（オオタカの国内希少野生動物種の指定解除について）】

### 松澤委員

- 1 オオタカについては、昨年9月、国のレッドリストのカテゴリーが絶滅危惧種 類から準絶滅危惧種となり、種の保存法に基づく国内希少野生動物種の指定が解除された。そこで、オオタカ等保護指針による開発行為の制限について質問したい。開発行為の規制は、生息地等保護区に限られていたが、オオタカについては同保護区が存在していない。オオタカの営巣地で開発が規制されている法的根拠を確認したい。また、現状で具体的にはどのような規制が掛かっているのか。
- 2 圏央道等これまで様々な公共工事において、オオタカの営巣地があることを理由に開発が制限されたり、工事が遅れている経緯がある。どのような機関がどのような権限で開発行為に制限を掛けているのか。その手続の流れを確認したい。
- 3 このオオタカ等保護指針に基づく開発行為の制限は、民間事業者にも適用されるのか。
- 4 国の方針策定から約20年が経過し、生態系の調査方法も進化するなどオオタカの国内希少野生動物種の指定が解除されている。県の指針についても、これを機に見直しを検討する必要があるのではないか。

### みどり自然課長

- 1 オオタカは、種の保存法の指定解除後も、国が定めている猛禽類保護の進め方のガイドラインに基づき保護する方針となっている。県では、国の指針を参考にオオタカ等保護指針を設けて、事業者がオオタカの営巣地の近くで開発する場合の配慮の要請事項を目安として定めている。この指針に法的根拠はなく、罰則はないが開発事業者に配慮を求めているものである。
- 2 圏央道の工事では、オオタカの営巣地が見つかったことによるグリーントネルや樹木の移植などの環境対策への配慮から結果的に工期が伸びたと認識している。一般的に開発が行われる場合に、この指針が工期の遅れを招いているのではなく、開発途中でオオタカの営巣地が見つかり、地元の保護団体等から要請を受けて、途中で計画を変更し

たため工期に影響が出たと考えている。

- 3 オオタカ等保護指針は、民間事業者にも配慮してもらっている。
- 4 国の指定解除は、環境省レッドリストでオオタカが準絶滅危惧に選定されたことにより実施されたが、本県のレッドリストは絶滅危惧 類のままである。毎年確認している生息状況調査の結果では、ヒナ確認数は横ばいで回復傾向にないことから、現時点で指針を見直す予定はない。

#### **松澤委員**

圏央道等の工事で遅れが出た経緯について、もう一度答弁をお願いする。

#### **みどり自然課長**

圏央道については、オオタカの営巣地が近くに見つかり、自然環境に配慮した道路構造や環境対策の検討を進めた。道路に樹木で覆われている緑のトンネルを設置したり、失われた樹木をほかの場所に創出する対策を行うなど環境対策に時間がかかったことから工期が遅れ、開通が遅くなったものと認識している。

#### **松澤委員**

認識しているとは、県の指導ではないということか。

#### **みどり自然課長**

どのような対策をするかは事業者が行うものであり、県が具体的な内容を指示するものではない。実際には、各地域に自然保護団体があり、オオタカ保護の観点から具体的な提案をしている。それらの要望を受けた結果として、事業者が緑のトンネルを設置している例がある。

#### **松澤委員**

県の指導ではなく、保護団体の要望に基づいて事業者が判断しているということか。

#### **みどり自然課長**

県が直接指導することはない。事業者が事業を行うに当たり、保護団体から配慮してほしいとの要望がある。どこまでなら実現できるかが調整事項であり、県道所沢堀兼狭山線の場合は、緑のトンネルを作ることで折り合い建設したと認識している。

#### **松澤委員**

それでは県のオオタカ等保護指針は必要ないのではないか。環境保護団体が要望して、事業者が可能な範囲で対応すればよいのではないか。

#### **みどり自然課長**

県のオオタカ等保護指針は、事業者が事業を行うに当たりオオタカを保護するための目安である。同様の指針は環境省も出しており、みどり自然課では保護団体から意見等を聴取して同指針を策定している。同指針を守ることで、オオタカ等が保護されているという認識を持つ一つの基準となる。事業者が保護団体に配慮しながら事業を進めていく上で目安となるという認識である。

## 小島委員

これまでの質疑によると、事業者と保護団体が直接やり取りをしており、県は指針を策定しているだけで仲介や調整等の役割は果たしていないということでしょうか。

## みどり自然課長

事例によるが、事業者が工事を行う場合に、みどり自然課にオオタカの営巣地の有無を確認しに来る。仮にあった場合は、配慮事項を助言している。地元の保護団体から営巣地の情報を得た事業者が、みどり自然課にどうすればよいか相談に来ることもあり、県の指針に基づいた配慮の助言をしている。

## 小島委員

最初の話ではなく、事業者と保護団体の協議に関して県が仲介するのかを聞いている。

## みどり自然課長

みどり自然課が間に入り仲介することはない。事業者には、専門家から意見を聴き対応してほしいと助言しており、実際には専門家が事業者と保護団体の間に入り取り持っている。

## 小島委員

事業者と保護団体の間で調整しないのであれば、みどり自然課は不要ではないか。

## みどり自然課長

県は個別の事業者に対して配慮事項を助言しており、保護団体との調整は事業者が主体となり行っている。県の指針は事業者が保護団体と調整する際の一つの基準であり、事業者が事業を工期どおり行うのに必要なものと考えている。

## 小島委員

松澤委員からも質問があったが、国が平成8年に猛禽類保護の進め方を取りまとめてから22年が経過している。国の方針にならって策定した県の指針を見直す予定はないとのことだが、この22年間で生態系の解明など事情は変わっていないとの認識か。

## 環境部長

実態調査については毎年実施しており、営巣地の箇所数は横ばいで、その巣から育ったヒナの数も増加していない。県で把握している過去10年のデータでは増加しておらず、担当課長は見直す予定はないと答弁したが、全国的にGPSの活用やその他の様々なデータ取得方法が増えていることは承知している。更に詳細な調査を実施した結果、数字に変化があれば対応したい。増減両方の可能性があると思うが、オオタカの保護については見直す必要があると考えている。

## 小島委員

数の増減ではなく、これまで分からなかった猛禽類の生態、特に営巣地からの活動範囲など、以前の考えから実際に違いが出ていることもあるのではないかと。そうした最新の知見を踏まえて検討する必要があるのではないかと。

## 環境部長

猛禽類は、生態系の頂点に立って様々な生き物を食べてバランスを取っており、非常に重要だとされている。委員御指摘のとおり、他県の状況や専門家の意見など様々な情報を収集して検討していきたい。